



# 宮 崎 県 公 報

平成29年3月21日（火曜日） 第 2879 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

○道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課）	1
○道路の供用の開始（3件）……………（ “ ” ）	1
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課）	2

頁

○土砂災害特別警戒区域の指定……………（砂防課）	2
選挙管理委員会告示	
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………	3
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………	3

## 告 示

### 宮崎県告示第 200号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年3月21日から平成29年4月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
	国道	国道 4 48号	日南市南郷町贄波字御津3236番3から同市同町贄波同字3236番3まで	旧	18.9～46.9	47.5
				新	28.9～52.6	47.5

### 宮崎県告示第 201号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年3月21日から平成29年4月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
	国道	国道 4 48号	日南市南郷町贄波字丑牧3220番24から同市同	旧	8.8～12.4	6.5
				新	11.9～	6.5

		町贄波同字3220番24まで		12.4	
--	--	----------------	--	------	--

### 宮崎県告示第 202号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年3月21日から平成29年4月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字十根川 880番14から同郡同村同大字同字 981番11まで	平成29年3月21日

### 宮崎県告示第 203号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年3月21日から平成29年4月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 4	日南市南郷	平成29年3月28日

48号	町贄波字御津3236番3地先から同市同町贄波字丑牧3220番24地先まで
-----	--------------------------------------

**宮崎県告示第 204号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年 3 月21日から平成29年 4 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
49	県道	北方土々呂線	延岡市上三輪町3088番5地先から同市同町2911番10まで	平成29年 3 月21日

**宮崎県告示第 205号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年 3 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延 岡 市	南 岡 谷	10- 203- 1 - 016	土 石 流
	南 岡 沢	10- 203- 1 - 017	土 石 流
	無 田 谷 川	10- 203- 1 - 018	土 石 流
	伊 形 町 (1)	10- 203- 1 - 025	土 石 流
	土 々 呂 町 (3)	10- 203- 2 - 004	土 石 流
	下 伊 形 町 (2)	10- 203- 2 - 005	土 石 流
	伊 形 谷 川	10- 203- 2 - 006	土 石 流
	下 伊 形 町 (3)	10- 203- 3 - 001	土 石 流

一ヶ岡第 1	I - 1 - 1451	急傾斜地の崩壊
一ヶ岡第 2	I - 1 - 1452	急傾斜地の崩壊
一ヶ岡第 3	I - 1 - 1453	急傾斜地の崩壊
土々呂第 3	I - 1 - 2142	急傾斜地の崩壊
北一ヶ岡- 1	I - 1 - 3618	急傾斜地の崩壊
北一ヶ岡- 2	I - 1 - 3619	急傾斜地の崩壊
南一ヶ岡- 1	I - 1 - 3620	急傾斜地の崩壊
松原 - 1	I - 1 - 3621	急傾斜地の崩壊
南一ヶ岡- 2	I - 1 - 3641	急傾斜地の崩壊
南一ヶ岡- 3	I - 1 - 3642	急傾斜地の崩壊
下 伊 形	I - 1 - 3644	急傾斜地の崩壊
一ヶ岡第 3	I - 2 - 0075	急傾斜地の崩壊
一ヶ岡第 5	I - 2 - 0076	急傾斜地の崩壊
上伊形第14	II - 1 - 7529	急傾斜地の崩壊
伊 形 - 5	II - 1 - 7530	急傾斜地の崩壊
伊 形 - 6	II - 1 - 7531	急傾斜地の崩壊
伊 形 - 8	II - 1 - 7533	急傾斜地の崩壊
一ヶ岡第 6	II - 1 - 7534	急傾斜地の崩壊
松原 - 2	II - 1 - 7535	急傾斜地の崩壊
伊形町- 1	III - 1 - 9617	急傾斜地の崩壊
伊形町- 2	III - 1 - 9620	急傾斜地の崩壊
下 伊 形 町	III - 1 - 9621	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 206号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	南岡谷	10-203-1-016	土石流
	南岡沢	10-203-1-017	土石流
	無田谷川	10-203-1-018	土石流
	伊形町(1)	10-203-1-025	土石流
	土々呂町(3)	10-203-2-004	土石流
	下伊形町(2)	10-203-2-005	土石流
	下伊形町(3)	10-203-3-001	土石流
	一ヶ岡第1	I-1-1451	急傾斜地の崩壊
	一ヶ岡第2	I-1-1452	急傾斜地の崩壊
	一ヶ岡第3	I-1-1453	急傾斜地の崩壊
	土々呂第3	I-1-2142	急傾斜地の崩壊
	北一ヶ岡-1	I-1-3618	急傾斜地の崩壊
	北一ヶ岡-2	I-1-3619	急傾斜地の崩壊
	南一ヶ岡-1	I-1-3620	急傾斜地の崩壊
	松原-1	I-1-3621	急傾斜地の崩壊
	南一ヶ岡-2	I-1-3641	急傾斜地の崩壊
	南一ヶ岡-3	I-1-3642	急傾斜地の崩壊
	下伊形	I-1-3644	急傾斜地の崩壊
	一ヶ岡第3	I-2-0075	急傾斜地の崩壊

一ヶ岡第5	I-2-0076	急傾斜地の崩壊
上伊形第14	II-1-7529	急傾斜地の崩壊
伊形-5	II-1-7530	急傾斜地の崩壊
伊形-6	II-1-7531	急傾斜地の崩壊
伊形-8	II-1-7533	急傾斜地の崩壊
一ヶ岡第6	II-1-7534	急傾斜地の崩壊
松原-2	II-1-7535	急傾斜地の崩壊
伊形町-1	III-1-9617	急傾斜地の崩壊
伊形町-2	III-1-9620	急傾斜地の崩壊
下伊形町	III-1-9621	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所へ備え置いて縦覧に供する。）

### 選挙管理委員会告示

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成29年3月2日現在次のとおりである。

平成29年3月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,622人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 216,384人

#### 宮崎県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を

乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成29年3月2日現在次のとおりである。

平成29年3月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎市選挙区	111,071人
都城市選挙区	46,060人
延岡市選挙区	35,353人
日南市選挙区	15,586人
小林市・西諸県郡選挙区	15,918人
日向市選挙区	17,326人
串間市選挙区	5,500人
西都市・西米良村選挙区	9,150人
えびの市選挙区	5,805人
北諸県郡選挙区	6,912人
東諸県郡選挙区	7,779人
児湯郡選挙区	19,740人
東臼杵郡選挙区	8,181人
西臼杵郡選挙区	5,980人